

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害補償並びに障害補償給付及び障害給付に係る身体障害の障害等級の見直し

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基づく障害補償並びに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付を行うべき外貌^{ぼう}障害に係る等級について、男女差の解消及び等級の新設を行うものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十三年二月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。